

## 特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続が必要です。

### 支給要件・対象児童

この手当は、20歳未満で、精神や身体に常に介護を必要とする程度の障害のある児童を家庭で保護、監督している父若しくは母、又は父母に代わって児童を養育（児童と同居し、これを監護しその生計を維持することをいう。）している方に対し、支給されます。

### 支給制限

次のいずれかに該当する場合は、支給が制限されます。

1. 児童が次のいずれかに該当するときは支給されません。
  - (1) 日本国内に住所を有しないとき
  - (2) 障害を支給事由とする年金を受けることができるとき
2. 受給者が日本国内に住所を有しないときは、支給されません。
3. 受給資格者若しくはその配偶者又はその扶養義務者の前年の所得が一定額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月まで支給されません。

### 支給額

支給される手当の月額は、1級（重度）に該当する障害児1人につき50,400円、同じく2級（中度）に該当する障害児1人につき33,570円となっています。  
平成24年4月に額改定がありました。手当額は毎年変更になる可能性があります。

### 手当の支給

1. 手当は、毎年4月・8月・12月（請求があったときは11月）の3期にそれぞれ前月までの分が登録口座への口座振替で支払われます。

※詳しくは、牟岐町役場住民福祉課まで。（tel. 72-3416）

所得制限限度額

（単位：円）

扶養親族等の数	本人	配偶者及び扶養親族
0人	4,596,000	6,287,000
1人	4,976,000	6,536,000
2人	5,356,000	6,749,000
3人	5,736,000	6,962,000
4人	6,116,000	7,175,000
5人	6,496,000	7,388,000
1人増	380,000	213,000

## 浄化槽法定検査のお知らせ

平成25年4月1日より、浄化槽の清掃時に浄化槽法定検査を受けていることの証明書（検査証明書）の確認をさせていただきます。

浄化槽を設置されている方は、1年に1回、浄化槽の水質に関する検査（法定検査）を受けなければならないと浄化槽法に規定されており、業者が行う保守点検・清掃とは別に受けなければいけません。

次の期間、徳島県知事指定検査機関である、（公社）徳島県環境技術センターから対象施設には申込書を送付し、連絡・訪問しますので、ご協力をお願いします。

期 間 平成24年12月3日（月）～12月14日（金）まで

問 （公社）徳島県環境技術センター TEL 088-636-1234